



商品先物取引を巡る課税関係 ～差益の収入計上時期と建玉の相続税評価額～

商品先物取引の決済が行われる前に相続開始があった場合、どのような課税関係が生じるのでしょうか。今回は、相続後の決済による差益の収入計上時期と帰属及び建玉（商品先物取引所において売買が成立した取引で未決済のもの）の評価額について争われた事例をご紹介します（平成13年12月18日釧路地裁、所得税・棄却、相続税・一部取消し、Z888-0599）。

∞

∞

∞

∞

被相続人Aは、商品取引員であるS社との間で商品先物取引委託契約を締結して、トウモロコシの現物先物取引を行っていました。Aは、平成8年に、総額82億9771万円の値段で売り注文をしましたが、決済をしないまま、その年の12月6日（金曜日）午後8時30分ころ死亡してしまいました。

原告相続人らは、平成8年12月9日（月曜日）の朝一番に、反対売買を注文し、その結果、建玉の決済による差益は6億2082万円余となりました。

原告らは、この差益は被相続人Aの雑所得に該当するとの前提で、相続税、所得税の申告をしたところ、被告課税庁は、建玉自体が相続財産に含まれるとともに、差益が原告らの雑所得に該当するとして更正処分をしました。建玉の評価額について、被告は、建玉の約定金額から、相続開始時に最も近接した12月6日午後3時（A死亡前）の終値による金額を控除した8億3761万円であると主張しました。

原告らは、S社との契約は委任契約であり、委任者Aの死亡によって終了することになり、原告らが契約上の地位を承継することはないとして主張しました。

裁判所は、先物取引については、決済が行われる以前に収入すべき金額が判明するということはありえないから、収入すべき金額が確定した時期は、建玉の決済が行われた平成8年12月9日（月曜日）であると判示しました。そして、収入すべき時期にAは既に死亡しており、本件差益は、相続によってAの法律上の地位（本件契約上の地位も当然に含まれる）を包括的に承継した原告らに帰属するとして、所得税については、原告らの請求を棄却しました。

さらに、本件建玉が相続税の課税財産となることについては、被告の主張を相当としましたが、建玉の相続税評価額については、課税処分の一部を取り消し、その理由を次のように判示しました。

- ① 先物取引の法的性格は、民法上の売買契約と同じであるが、商品取引所において実際に先物取引を実行できるのは、商品取引員のみである。一般投資家は、商品取引員と取引を行うのであり、ある売買を委託した後に、これと反対の取引を委託して差金決済を行うことができる地位こそが一般投資家の取引委託契約上の地位であることができる。本件建玉は、これと反対の取引を委託して差金決済を行うことができるという契約上の地位であり、相続税の課税財産となる。
- ② 本件建玉は、差金決済によって利益が見込まれるときは、その含み益が積極的な取得財産となる。そして、相続開始における含み益の額は、本件建玉を相続開始後速やかに差金決済すればいくらの決済益が生じるのかという観点からこれを把握するしかないところ、本件建玉は、A死亡直後の取引日（平成8年12月9日）に差金決済がされているから、その決済益（6億2082万円余）を評価額と認めて差し支えない。被告の評価方法は、およそ実現不可能な決済益をもって建玉の経済的価値を把握することになって妥当性を欠くといわざるを得ず、被告の主張は採用できない。

..... (税法データベース編集室 市野瀬音子)

◇ 以上の判例について詳細（全文・A4版30枚）が必要な方は、送料・実費とも1,500円（税込）で頒布しますので、下記宛てご一報ください。